

クラレテクノ株式会社と災害時の飲料水等の供給 及び地域防災力向上に関する連携協定を締結しました

堺市では、クラレテクノ株式会社と「災害時における飲料水等の供給及び平時における地域防災力向上のための協力に関する連携協定」を以下のとおり締結しました。

クラレテクノ株式会社は、堺市美原区に工場を有し、飲料水「アクアクララ」を製造・販売されています。本協定により、大規模地震等の災害発生時に、工場が常時備蓄している飲料水「アクアクララ」を指定避難所等へ迅速に供給することが可能となり、本市の災害対応に重要な役割を果たすことが期待されます。

1 協定締結先

クラレテクノ株式会社（大阪市北区角田町 8-1 代表取締役社長 伊木 隆 氏）

2 協定締結日

令和 8 年 9 月 16 日（水）

3 協定の主な内容

- （1）災害発生時の飲料水「アクアクララ」の供給
- （2）各種イベント時における飲料水等に関する備蓄啓発活動
- （3）クラレテクノ株式会社の顧客に対する防災知識啓発活動
- （4）屋外での防災に関する訓練やイベント等における飲料水とウォーターサーバー等の設置

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：危機管理室 防災課
	電 話：072-228-7605
	ファックス：072-222-7339

災害時における飲料水等の供給及び平時における地域防災力向上のための協力に関する連携協定

堺市（以下「甲」という。）とクラレテクノ株式会社（以下「乙」という。）は、堺市域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における飲料水及びウォーターサーバー等（以下「飲料水等」という。）の供給及び平時における地域防災力向上のための協力について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定の目的は、以下の各号のとおりとする。

- （1）災害時に甲が乙に対して行う飲料水等供給の要請に関し、その手続等について定めること。
- （2）平時から実施する、地域防災力向上のための協力（飲料水の備蓄に係る普及啓発活動等）について定めること。

（飲料水供給等の要請（第1条第1号関連））

第2条 甲は、飲料水等の供給が必要であると認めるときは、乙に対して飲料水等供給の協力を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、別紙1「飲料水等の供給の協力に関する要請書」により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙の飲料水（12リットル／本）の供給可能な初回数量は、原則として500本程度とする。その後の供給については、甲乙協議の上、決定する。

（飲料水等供給の実施（第1条第1号関連））

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合、可能な限り協力するものとし、これを受諾したときは、飲料水等の供給等の協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定において、甲は、乙の施設・従業員の被災状況を考慮し、最大限の配慮をするものとする。
- 3 甲は、乙による飲料水等の供給の協力が円滑に行われるよう、飲料水等を運搬する車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（飲料水等供給の業務の範囲（第1条第1号関連））

第4条 甲が第2条第1項に基づき乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）飲料水等の供給
- （2）甲の指定する場所への飲料水等の輸送
- （3）飲料水等の積降ろし、設置
- （4）その他、甲と乙の協議により実施することに合意した業務

（飲料水等の引き渡し（第1条第1号関連））

第5条 飲料水等の引渡場所及び引渡日時は、原則として別紙1「飲料水等の供給の協力に関する要請書」により甲が指定するものとし、当該引渡場所までの飲料水等の運搬は乙が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙が当該運搬を行うことができない場合は、甲又は甲が指定する者が当該運搬を行う。

(業務報告 (第1条第1号関連))

第6条 乙は、第3条に基づく業務終了後、別紙2「災害時における飲料水等の供給完了通知書」により、速やかに甲に実施した業務内容を通知する。

(代金及び経費の負担 (第1条第1号関連))

第7条 第3条に基づき乙が甲に納入した飲料水等の代金並びに飲料水等の輸送、積降ろし及び設置に要した経費は、甲が負担する。

2 飲料水等の代金は、災害発生時直前における適正な乙の販売価格を基準として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(請求及び支払い (第1条第1号関連))

第8条 乙は、第3条に基づく業務終了後、前条に定める代金及び経費について、甲に対して請求書を発行し請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

(地域防災力向上のための協力 (第1条第2号関連))

第9条 甲及び乙は地域防災力向上のため、以下の各号に示す事項を協力して実施する。

- (1) 乙の平時業務での配送ルートを活用や各種イベント時における飲料水備蓄等啓発活動
- (2) 乙の顧客に対する飲料水等を活用した防災知識啓発活動
- (3) 屋外での訓練やイベントなどにおける飲料水等の設置
- (4) その他、甲と乙が協議し、合意した取組

(防災訓練への参加 (第1条第2号関連))

第10条 甲は、乙に対してその主催する防災訓練等への参加を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、災害時における飲料水等供給及び平時から行う地域防災力向上のための協力が円滑に実施できるよう、連絡先等必要な情報を定期的に相互に交換するとともに、重要な変更が生じたときは、その都度連絡するものとする。

(補償)

第12条 甲は、本協定により業務に従事した乙の従業員等が、当該業務に従事したことに関し、当該従事者の責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害を有することとなった場合の補償について、「災害に係る応急措置業務従事者に対する損害補償に関する条例」(昭和38年10月12日 堺市条例第27号)に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償をうけたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、甲はその責を免れるものとする。

2 甲は、本協定により業務に従事した者が、それらの業務を遂行するに当たり第三者に損害を与えた場合、当該第三者への賠償については甲乙別途協議の上、決定するものとする。

(適用)

第 13 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了日の 1 か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に 1 年間継続するものとし、以降もこの例による。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、相手方に対する 3 か月前の通知により、協定を終了させることができる。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 9 月 16 日

大阪府堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

甲 堺市

市長

永藤 英機

大阪府大阪市北区角田町 8 番 1 号

乙 クラレテクノ株式会社

代表取締役社長 伊木 隆

飲料水等の供給の協力に関する要請書

年 月 日

クラレテクノ株式会社 様

堺 市 長

貴社との間の「災害時における飲料水等の供給及び平時における地域防災力向上のための協力に関する連携協定」第 2 条の規定により、次のとおり要請します。

要請数量	飲料水： サーバー：
引渡し希望日時	
引渡し希望場所	
堺市 危機管理室 防災課 担当者	役職 氏名 電話
その他	

災害時における飲料水等の供給完了通知書

年 月 日

堺 市 長 様

クラレテクノ株式会社

貴市との間の「災害時における飲料水等の供給及び平時における地域防災力向上のための協力に関する連携協定」第6条の規定により、次のとおり通知します。

供給数量	飲料水： サーバー：
引渡し日時	
引渡場所	
クラレテクノ株式会社 アクアクララ事業部	役職 氏名 電話
受領者	
その他	